



田んぼの話をしよう!! 家族で!! 地域で!!

◎ 農家の悩みは?

〈家族で田んぼの話をしよう〉

◆農業委員会では、昨年 4月から偶数月に農事相談会を行ってきました。その相談内容を見ると、「農地の維持管理に困っている・農地を手放し売買したい」が全体の56%になりました。

その主な理由は、自分が高齢になり子供たちは近くにおらず、農業を続けることができなくなったからでした。そして、親から受け継いだ農地は適正に利用し管理する義務があるから子供や周りに迷惑をかけたくないと悩んだ結果の相談でした。

◆本当に、農地を手放し処分を考えることしか選択肢はないのでしょうか。

たとえば、農地の高度利用が出来るよう圃場整備事業を行ったり、また、農地バンク制度を利用して担い手や集落営農組織に預けるなどにより農地を守っていく方法もあります。

◆将来、その農地を相続する子供さん達を交えて家族で田んぼの話をしませんか。

◎ 地域の悩みは?

〈地域で田んぼの話をしよう〉

◆私たちのまちや地域を構成する農地は、食料の生産基盤であることはもとより多面的機能を有しており、地域での徹底した話し合いと共同活動により守られてきました。

農家の悩みは 1農家では解決できない状況が生まれており、今こそ地域の話し合いを再活性化して、10年後を見据えて、地域のリーダー(自治会長・農区長・農業委員・推進委員等)を中心に、現状を把握し、危機感を共有し、行動を起こすことが求められます。

◆担い手が確保されている地域では担い手への農地の集約化を、耕作者がいない地域では農地の受け皿づくりの検討が急がれます。

国においても、改正農業経営基盤強化促進法が令和 5年 4月に施行、守るべき農地1筆ごとに農業を担う者を定めた目標地図を作成した「地域計画(目標地図)」の策定が法定化されました。

◆この期限は令和 7年 3月末となっていて地域での話し合いは待ったなしの状況にあります。

田んぼの話を始めましょう。

◆田んぼをめぐる法制度は大きく変わっています。家族や地域での話し合いの参考にさせていただくために、主な変更点について特集しました。



「地域計画(目標地図)」策定にあたり、アンケートの実施や地区別での話し合いの場を設けることを予定していますので、その際はぜひ出席いただき、話し合いにご参加をお願いします。

1 地域計画(目標地図)の作成が義務付けられました



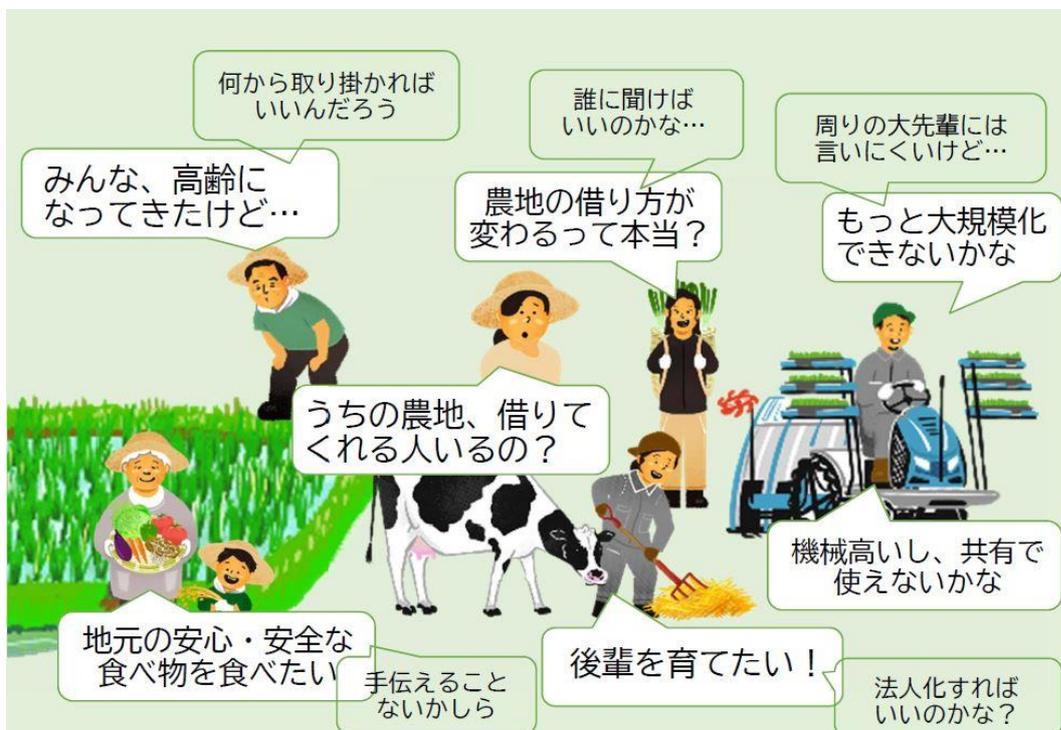
地域計画(目標地図)とは何ですか

◆昨今の私達の食料を取り巻く状況は、不安定化を呈している中、農業者の高齢化や担い手・後継者不足等で農地が適正に利活用・管理されず、急激に不耕作農地の増加が危惧されます。これらを踏まえ、地域の農業をどのように維持し発展させて、安定的に安心・安全な食料を確保していくのが喫緊の課題で、これらの課題に対する具体的な取り組みを、今始める必要があります。

◆「地域計画」(目標地図)は、これからの地域の農業の姿を明確化するため、地域のみんなで話し合い、地域の人々で作り上げていく将来計画と目標の地図化です。

地域農業を維持するために、おおむね10年後を見据えて、誰が・どこの農地で・どんな作物を・どのように栽培するのかを、地域のリーダーを中心に担い手や農地の所有者、地域住民なども交えて、具体的に話し合うことが求められており、その結果を目標地図として作成することが義務付けられました。特に今後、地域で営農または生活していく後継者などの若い方や女性の参画が大切です。

※「地域計画」は、これまで地域農業の将来の在り方を示した「人・農地プラン」が、本年5月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、法定化された計画で、「人・農地プラン」に、「目標地図(10年後の一筆ごとの農地の耕作者を示した地図)」を添付して策定されます。



その思い、地域の皆さんで話し合いませんか！

2 相続登記が義務化されました



農地の相続について

◆不動産(農地)について相続が発生した場合、これまでは相続登記は義務ではありませんでしたが、所有者不明の土地が増えて、公共事業や不動産取引が進まず土地の利活用を阻害するようになり、その解消のため法改正が行われ、令和6年4月1日の施行日以降は相続登記が義務化されます。

そして、施行日以前の過去の相続分にも適用され、施行日から3年以内に相続登記をすることが必要で、期限が過ぎると罰則規定があります。

また、所有権登記名義人の氏名や住所に変更が生じた場合についても変更登記が義務化(令和8年度施行)されます。

相続が発生し、農地を継承することとなった場合には必ず相続登記をしましょう。

相続人申告登記の新設

◆相続を開始した場合、遺言に沿った相続登記や遺産分割協議書作成による相続登記手続きを法務局に申請することとなります。しかし、遺産分割協議がまとまらない、不明な相続人があるなど手続きが困難な場合は、新設される相続人申告登記制度により、相続人の一人であることを法務局に申請すれば、申請者は相続登記義務を履行したことになる制度です。



なお、相続開始後は、遺産分割協議を整えて相続登記を完了する必要があります。

相続土地国庫帰属制度

◆相続等で土地の所有権を取得した相続人が、土地を手放し国庫に帰属させることを可能にする制度です。

参考 申請土地が「田・畑」の場合の負担金 → 原則20万円(面積にかかわらず)

ただし、市街化区域内の農地、農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域内の農地などについては、面積区分(6区分)に応じ、下記表(法務省参照)のとおりとなります。

面積区分(抜粋)	負担金額	例
250㎡以下	国庫帰属地の面積に1,210(円/㎡)を乗じ、208,000円を加えた額	250㎡→510,000円
2,000㎡超4,000㎡以下	国庫帰属地の面積に650(円/㎡)を乗じ、568,000円を加えた額	4,000㎡→3,168,000円

*詳細は、最寄りの法務局にご相談ください。

3 農地の貸し借りなどについて



農地の適正な管理をお願いします

◆農地の賃借については、法律に基づく手続きが必要です。その手続きをしていない賃借は違法で、いわゆる「ヤミ小作」と呼ばれ、トラブルの原因となるだけでなく、土地所有者が必要とする手続きができなくなることがあります。

また、農作業の一部(起耕など)を作業委託する場合は、必ず双方で「農作業受委託契約書」を交わしておきましょう。

農地の貸し借りをするには

◆農地法3条の許可を受ける賃借

農地法3条による賃借を行うには、貸し人・借り人が農業委員会に許可申請して許可を受ける必要があります。

◆農地中間管理機構が行う農地バンク制度による賃借

現在、町が行っている農地等の貸し借りは農用地利用集積計画による利用権設定事業として実施されていますが、法改正により、地域計画に基づき、県の農地中間管理機構が行う「農地中間管理事業」(農地バンク制度)として一本化され、令和7年4月から完全に移行されます。

現在結ばれている利用権の設定は、移行後も期間満了までは継続されます。「農地中間管理事業」(農地バンク制度)は、原則市街化区域外にある農地について、農地中間管理機構が所有者から農地を借り受け、それらの農地を担い手に貸付するもので、改正法では新たに地域計画で位置付けられた担い手に貸付けすることとなりました。



※利用権設定事業の経過措置期間について

令和6年度までを経過措置期間として、地域計画がなくても利用権の設定ができます。

地域計画が策定され、公告された場合は、農用地利用集積計画による利用権の設定はできなくなります。

なお、現在契約中の利用権設定は、契約期間中に限り、継続されます。

※その他、上記に関するお問い合わせは、太子町農業委員会又は、産業経済課(277-5993)迄ご連絡ください。

【編集委員】

前田 俊春
朝田 登
北川 智一
首藤 俊彦